

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成28年2月5日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 白 本 和 久

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成27年12月7日

第2 請求の要旨

請求書及び事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市が、平成26年度にあすか野自治会(以下「本件自治会」という。)に対し、生駒市自治振興補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、生駒市自治振興補助金(以下「自治振興補助金」という。)として交付した1,887,000円(以下「本件補助金」という。)について、交付決定を取り消さず、返還請求することを怠っていること。

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

本件自治会が発行した印刷物の配布等が政治活動に該当する。生駒市は、この事実を知りながら、本件自治会に対し支出した自治振興補助金について、交付決定を取り消し、返還請求すべきところ、これを怠っている。

3 求める措置内容

生駒市が本件自治会に対し、平成26年度生駒市自治振興補助金の返還請求をすることを求める。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人から平成27年12月11日、平成28年1月6日及び平成28年1月12日の3回に分けて新たな事実を証する書面の提出があつ

た。また、平成28年1月15日に請求人から請求内容の補足説明に関する陳述があった。

2 監査の対象事項

生駒市が本件自治会に対して平成26年度に交付した自治振興補助金について、交付決定を取り消さず、返還請求しないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、市長公室長、市民活動推進課長、市民活動推進係長の出席を求め、平成28年1月15日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述、監査対象課から提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件補助金に係る法令等について

自治法第232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨規定されている。

また、生駒市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)において、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項及び交付の取消しに関する事項等基本的な手続きを定めている。交付規則のうち、取消し及び返還に関する条項は以下のとおりである。

第17条 市長は、補助事業を行う者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等又は法令等に基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

(注) 第4条の2各号に掲げる者とは、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

交付要綱においては、自治振興補助金の趣旨として、行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされ、補助金の算定方法、交付申請、実績報告、交付決定及び確定通知等交付手続きに関する基本的事項が規定されている。

(2) 本件補助金の交付について

生駒市は、行政の円滑な推進に資するとともに、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、活動を支援しており、自治振興補助金の交付決定にあたり、その用途を制限し、条件を付すなどはしていない。

本件自治会に係る自治振興補助金については、交付要綱第4条に基づき、本件自治会から事業計画書及び収支予算書等を添付した申請書が提出され、生駒市では平成26年6月10日に1,887,000円を交付することを決定し、同年7月15日に全額を前金払した。その後、平成27年4月27日に、本件自治会から交付要綱第6条に基づく事業報告書及び収支決算書等が添付された実績報告書の提出を受けて、生駒市は当該書面を審査し、適合と認め、平成27年5月29日に補助金の額を確定した。

(3) 平成26年度における本件自治会の活動及び収支報告について

平成26年度の実績報告書によれば、本件自治会は、安心・安全な住みよいまちづくりへの取組み、自治会会員の利便性と安全を高める取組み及び伝統と新たな「ふるさと」づくりへの取組みなどを行っている。また、実績報告書には、本件自治会の幹事2名による監査を受けた収支報告書や貸借対照表が添付されている。

(4) 本件自治会の会則及び請求人が主張する政治活動

本件自治会の会則第6条(4)においては「本会の組織に政党及び宗教活動を持ち込んだり利用してはならない」と定められている。

請求人の主張によれば、上記自治会会則の定めがあるにもかかわらず、平成26年度の本件自治会の自治会長(以下「平成26年度自治会長」という。)らは平成27年4月26日執行の生駒市議会議員選挙に立候補した者(以下「特定候補者」という。)を支援するために、次のような行為を行った(以下、あわせて「本件行為」という。)。本件行為は、本件自治会の会則に違反する政治活動である。

① 平成26年度自治会長ら役員が、平成27年3月1日に開所した特定候補者の選挙事

務所に出入りし、傍目には自治会が選挙活動を行っているとの印象を与えた。

- ② 本件自治会が発行した平成27年3月15日付け「あすか野新聞第256号」の3ページ目最下段に、特定候補者が主催する絵画サークルの紹介記事が掲載され、これが自治会会員1700余りの世帯に配布された。
- ③ 平成26年度自治会長宅等に、特定候補者をサポートする会の立看板が設置された。
- ④ 平成26年度決算が報告された本件自治会の第40回通常総会において、平成26年度自治会長が本件自治会会員の中から生駒市議会議員が選出されなかったことに言及する発言を行った。
- ⑤ 本件自治会が主催する平成27年11月開催の「あすか野文化祭」の印刷物に特定候補者が作成した絵画を使用した。

2 判断理由

請求人は、生駒市が本件自治会に対し、本件補助金の返還請求権を行使する措置を求めている。

生駒市は、補助金の返還について、交付規則第17条（交付決定の取消し）及び第18条（補助金等の返還）において定めている。生駒市が補助事業者に対し、交付した補助金の返還を求めるには、補助事業者が交付規則第17条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、市長が交付決定を取消すことが必要である。本件において請求人が主張する本件自治会が行なった本件行為は、交付規則第17条第1項に定めるいずれの取消事由にも該当していない。また、その他、本件自治会につき交付規則第17条第1項に該当する事由も認められないことから、本件自治会が交付規則に定める取消事由に該当しないことは明らかである。したがって、市長が本件補助金につき返還請求権を行使しないことが、交付規則に反することはない。

また、本件補助金は、生駒市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域づくりに寄与する自治会に対し、運営経費の一部を支援するために交付するものである。本件自治会は、安心・安全な住みよいまちづくりへの取組み、本件自治会の会員の利便性と安全を高める取組み及び伝統と新たな「ふるさと」づくりへの取組み等、本件補助金の趣旨にそう様々な活動を行っている。したがって、請求人が指摘する本件行為があったとしても、直ちに本件自治会が本件補助金を受給する適格性に欠けるものではなく、本件自治会に交付した本件補助金につき返還請求しないことが、自治法第232条の2の趣旨に反することはないと考えられる。

よって、本件補助金の返還請求に係る請求人の主張に理由がない。

以上のことから、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上